

令和 8 年 7 月 31 日
東京税関業務部

関 係 各 位

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉
(英国を原産地とするもの)に係るセーフガードの発動について

令和 8 年 4 月から令和 8 年 6 月末日までの関税暫定措置法施行令別表第 1 の 14 の項に掲げる物品(環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉(英国を原産地とするもの))の輸入数量(同項に掲げる物品の輸入数量及び同表の 54 の項に掲げる物品(英国協定適用豚肉)の輸入数量との合計数量)が、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなりました。

このことから、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉(英国を原産地とするもの)に係るセーフガードが発動されることとなりましたのでお知らせ致します。

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話 : 03-3599-6337